

かまって「ひろちゃん」レンタルサービス利用規約

ヴイストン株式会社

第1条(総則)

本レンタルサービス利用規約は、ヴイストン株式会社(以下「当社」といいます。)からお客様(本規約に同意してサービスを利用するユーザーとし、以下「本契約者」といいます。)に提供される、かまって「ひろちゃん」のレンタルサービス(以下「本サービス」といいます。)に適用されます。

第2条(利用契約の成立)

本サービスの利用を希望する者は、本規約の内容を承諾した上で、所定の申し込みを行う(所定の申し込みを行おうとする者もしくは行った者を、以下「申込者」といいます。)こととします。本サービス利用の契約は、当該申し込みを当社が受領しその承諾を通知した時点で、申込者と当社との間で成立するものとします。

第3条(利用契約の申し込みの承諾)

当社は次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、前条の申し込みを承諾しないことがあります。

(ア) 申し込みの不備若しくは事実と反する内容がある場合、またはそのおそれがある場合。

(イ) 当社が技術上または業務の遂行上支障があると判断したとき

(ウ) 申込者が過去に当社から本サービスの提供を停止され、または利用契約を解除されたことがあるとき。

(エ) その他当社が不相当と判断したとき。

第4条(権利義務の譲渡禁止)

本契約者は、本規約に基づき、当社に対して有する権利または当社に対して負う義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

第5条(レンタル対象物)

本レンタルサービスに基づいてレンタルされる物品は以下の通りとします。

- ・かまって「ひろちゃん」本体
- ・かまって「ひろちゃん」専用 顔カバー

第6条(レンタル期間および料金)

1. レンタル期間は6ヶ月間とします。
2. レンタル料金は無償であるとしてします。
3. レンタル期間は当社が本契約者に対してレンタル対象物を発送した日より起算します。
4. レンタル対象物は、当社本社(〒555-0012 大阪府大阪市西淀川区御幣島2-15-28)までご返却下さい。なお、この返却に要した費用は全て本契約者の負担となります。
5. レンタル期間の終了後、本契約者から当社にレンタル対象物が返却されず、かつ、当社からの返却要請にも応じられない場合、当社が別途設定する、レンタル対象物の有償レンタルプランへ移行するものとします。この場合、本契約者は当該有償レンタルプランの利用規約に同意したものとします。

第7条(故障時の取り扱い)

1. 本契約者はレンタル対象物を善良なる管理者の注意をもって嚴重に管理するものとし、当社の事前の承諾なく第三者に貸与、若しくは譲渡し、または売買等をしてはならないものとします。
2. レンタル対象物の動作確認等は貸与前に十分実施しておりますが、万一動作不良等がある場合は本体到着後3営業日以内にご連絡をお願いします。この場合に、当社において当該レンタル対象物の初期不良が確認できた場合には、修理または交換等の措置を講じます。また、3営業日以内にご連絡がなかった場合には、当該レンタル対象物に初期不良はなかったものとみなします。
3. レンタル期間中、レンタル対象物が本契約者の手元で破損もしくは故障した場合、それが本契約者もしくはそれに付随するレンタル対象物の利用者による故意過失によるものでない限り、当社にて当該レンタル対象物を無償で修理もしくは交換するものとします。なお、修理もしくは交換に必要な送料の全てもしくは一部について、本契約者に負担いただく可能性があります。

第8条(運用の事前知識)

1. 本契約者がレンタル対象物を使用する場合、レンタル対象物に付属の取扱説明書等の内容を、事前に理解し、内容の全てに同意したものとします。
2. レンタル対象物の取扱説明書等がインターネットにて提供される場合がありますが、そのために必要な通信手段等は本契約者ご自身が各自の責任と費用において適切に準備、操作してください。当社は本契約者のアクセス環境について一切関与せず、これらの準備、操作に関する責任を負いません。
3. レンタル対象物を使用するために必要な電池その他の消耗品は、本契約者の負担において用意するものとします。

第9条(レンタル対象物の運用範囲)

1. レンタル対象物は日本国内、かつ、屋内でのみ使用できるものとします。
2. レンタル対象物に付属の取扱説明書類に記載された内容でのみ使用できるものとします。また、レンタル対象物の利用対象者は高齢者であり、特に12歳以下の子供向けに使用することはできません。

第10条(禁止事項)

本契約者は、レンタル対象物を利用するにあたって、以下のいずれかに該当する行為、および該当するおそれがあると当社が判断する行為をしてはならず、また、レンタル対象物をしてかかる行為をさせないものとします。このような行為が確認された場合は、当社は、何ら催告することなしに、本規約の全部または一部を解除して、当社が被った損害の賠償を本契約者に請求できるものとします。

(ア)法令に違反する行為

(イ)公序良俗に反する行為

(ウ)当社または第三者の知的財産権、名誉権、プライバシー権、肖像権、その他の法令上、または契約上の権利を侵害する行為

(エ)性行為やわいせつな行為を目的とする行為、または面識のない異性との出会いや交際を目的とする行為

(オ)商業用の広告、宣伝を目的としたスパムメールを送付する行為

(カ)無限連鎖講の開設、もしくは勧誘を目的とする内容を掲載、送付する行為

(キ)他人のコンピュータのソフトウェア、ハードウェア、通信機器を、妨害、損失、毀損、その他正規のアクセス権を持たずに、他人のコンピュータのソフトウェア、ハードウェア、通信機器を利用、もしくは利用を試みる行為

(ク)虚偽の情報を流布させる行為

(ケ)ストーカー行為

- (コ) 当社または第三者になりすます行為
- (サ) 犯罪行為または犯罪行為を準備し、補助し、もしくは煽る行為
- (シ) 反社会的勢力に対する、利用供与その他の協力的行為
- (ス) 他人の個人情報、登録情報などを不正に収集、開示、または提供する行為
- (セ) 当社、または当社の協力企業が管理する設備の機能を妨げる行為
- (ソ) レンタル対象物の不具合を意図的に利用する行為
- (タ) 当社に対し、不当な問い合わせ、または要求をする行為
- (チ) レンタル対象物の運営または利用を妨害し支障を与える行為
- (ツ) 個人情報保護の観点より、当社の許可無く営利目的でレンタル対象物の貸出を行う行為
- (テ) 上記のいずれかに該当する行為を助長する行為
- (ト) その他、当社が不適切と判断する行為

第11条(仕様および規約の変更、承認)

当社は、レンタル対象物の仕様、本規約の内容を、本契約者およびレンタル対象物の利用者に通知することなく変更することがあります。この場合、レンタル対象物の提供条件は変更後の本規約によります。なお、変更により本契約者またはレンタル対象物の利用者が被った損害につき、当社は賠償する責任は一切負わないものとします。

第12条(本契約者が負う賠償責任)

本契約者は、本規約の違反その他本サービスの利用に関連して当社に損害を及ぼした場合、当社に対しその損害(合理的な弁護士費用を含みます)を賠償するものとします。

第13条(反社会的勢力の排除)

1. 本契約者は、本契約者およびレンタル対象物の利用者が、次の各号のいずれか一つにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

(ア) 自ら(法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」といいます)であること。

(イ) 本契約者またはレンタル対象物の利用者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(ウ) 本契約者またはレンタル対象物の利用者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(エ) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。

(オ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(カ) 本契約者またはレンタル対象物の利用者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 本契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

(ア) 暴力的な要求行為

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(エ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

(オ) その他前各号に準ずる行為

第14条(合意管轄)

本契約および本規約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

作成日:2024年10月8日